長与町農業委員会会議録

平成２６年１月２３日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２６年１月農業委員会総会

１．日時　　平成２６年１月２３日（木）１５時３０分～１６時００分

２．場所　　長与町役場２階第２会議室

３．出席委員（１６名）

会長	１番　田中　稔		
職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　辻田　博文	５番　白﨑　純範	６番　柿本　尚文
	７番　辻田　三男	８番　柿本　正博	９番　梶尾　厚
	１０番　河内　秀治	１１番　山中　昇	１２番　坂口　齊
	１３番　井上　良信	１４番　山口　益子	１５番　内村　博法
	１６番　山脇　昭信	１７番　山﨑　昌美	

４．欠席委員（０名）

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第２号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　農地転用専決処分報告

第２号報告　農地改良届出報告

６．農業委員会事務局職員

事務局長	松本　廣
農地・農政係長	田中　廣幸
農地・農政係主事	中山　高宏

事務局　ちょっと遅い様ですけれども、どうぞ本年も宜しくお願いいたします。座らせていただきます。
時間が参りましたので、総会規則についてご報告申し上げます。平成２６年１月の総会が開催されるにあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により在任委員で総会を開催する過半数以上の１６人全員の出席であることをご報告いたします。それでは、総会に移りますが、例月のとおり、議長は会長が務めることになっておりますので、議事とも進行も併せて宜しくお願いいたします。

議　長　それでは、平成２６年１月の総会を開催するにあたりまして、一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。大変、昨年の１１月１２月とみかん採集等でお疲れのことと思います。ほとんどの方が正月前に終わられたと私も思っておりますけれども、年内を過ごされたかたは年明けてからもみかん採収された方もいらっしゃると思います。大変お疲れさまでした。
以上、簡単ですけれども、本日宜しくお願いいたします。
では、平成２６年１月の農業委員会総会を開催いたします。まず初めに日程第１の長与町農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２名指名させて頂きますが、ご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　議事録署名委員に３番辻田委員、５番白﨑委員を指名いたします。
次に日程第２、本日の案件は第１号議案　農地法第３条の規程による許可申請が１件、第２号議案　農用地利用集積計画についてが２件。以上までが議案の審議となっております。そして最後に日程第３の報告事項となります。
それでは審議に入りますが、議案等でご意見ご質問をされる際はお願いをしておりますが、挙手をして番号氏名を必ずお願いいたします。なお、例月のことですが、ご意見並びに質問は議事録に記録して公開されることとなっておりますので、審議内容に沿ってご発言頂きますようお願いをいたします。それでは日程第２、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　はい。議案書の１ページをお開き下さい。第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請についてです。整理番号８（３－１）申請地が長与町本川内郷（地番）、畑、面積が２，６５０㎡、２筆目が同じく（地番）、畑、面積が３５０㎡、合計の面積が３，０００㎡となります。農地区分は２筆とも農用地区域となります。申請者は譲渡人が長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん、譲受人が長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は所有権移転の売買でございます。備考欄に記載しておりますが、譲受人は長年農業に従事をされている方で今回さらに規模拡大ということでの購入となります。耕作地は今回の申請地を含みまし

て、合計で３３，２４０㎡になります。労働力は譲受人のご夫婦お二人と、ご両親のお二人の合計４名です。都市計画区域外になります。

申請地の場所を説明いたします。２ページの方をお開き下さい。本川内郷の〇〇トンネルの手前から左折して〇〇岳登山道路を約１．２ｋｍ行きますと、この地図でもわかりますように旧多良見町との境界にさしかかります。その境界の手前から左側に折れた道路に入ったその両サイドの青色で表示してあるそれぞれが申請地となります。また、農地法第３条の申請があった場合には法的な位置付けを加えることになっていますが、例月におきまして申請が上がって説明をしておりますので農地法第３条第２項の第１号から第７号までの農地の権利移動の制限に関する事項には該当しないという事を報告いたしまして事項の説明を省略させていただきます。以上でございます。宜しくお願いいたします。

議　長　　ただいま事務局からの説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

８　番　　はい。８番柿本です。２０日に譲受人の立ち会いのもと現地確認をさせていただきました。この２筆は、すでに譲渡人の土地を譲受人が借りて、現在も経営をされています。それで町単の基盤整備でここの改植事業をやりたいという事で、そのためには借地だけでは駄目だと言われた模様で、これを購入して改植をしたいという事のようです。特に譲受人は労働力も十分ありますし問題無いと判断をいたしました。以上です。

議　長　　はい。有難うございます。質問等がございましたらよろしくお願いいたします。
何も質問等ございませんか。質問等が無いようですので、審議を終了してよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　何も問題無いようですので、農地法第３条の許可申請について許可することにご異議ありませんか。

【はいの声あり】

議　長　　異議無しとの事ですので、許可することに決定をいたします。
次に第２号議案　農地農用地利用集積計画についてを事務局から説明をお願いいたします。

事務局　はい。第２号議案　農業地利用集積計画について、１ページの方をお開き下さい。朗読をさせて頂きます。第２号議案　農用地利用集積計画について上記議案を提出いたします。平成２６年１月２３日、長与町農業委員会　会長　田中　稔。提案理由といたしまして、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき、農用地利用集積計画の決議を求められたので提案する。

次に２ページをお開き下さい。平成２６年第１号、１号と申しますのは１月から１２月までを１年間という事になっておりますので第１号という事になります。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により農用地利用集積計画を定める。平成２６年１月１６日長与町長　吉田愼一。

次に３ページをご覧下さい。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項第１９条の規定により報告する。長与町長　吉田愼一。これも例月の通りで申し上げておりますが、年月日につきましては総会を経て決裁を公告することになっておりますので未記入といたしております。

４ページの方をお開き下さい。これが移転の集計表になります。これから説明致します５ページから１０ページの中で説明致しますので、この表については省略させていただきます。

５ページの方をご覧下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番)。利用権を設定する土地は長与町三根郷（地番)、畑、面積は９８８㎡です。利用権の種類は、使用貸借権で具体的な作物はぶどう。これは（氏名）さんからぶどう栽培をそのまま引継ぐという形になっています。平成２６年２月１日から平成３１年１月３１日の５年間の新規でございます。土地の所在を申し上げます。

７ページの方をお開き下さい。○○中学校の下の○○の道路から○○団地方面を過ぎまして、団地入口を左手に見ましてそのまま進みますと○○大橋に着きます。その橋の中ほど左下の田に添った畔道を行った所になりますが、距離にしまして橋下の畔道からの距離は約２５０ｍになります。青色で表示している所になります。簡単ですけれども、以上になります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局より説明がありましたけれども、地区担当委員さんから補足説明があったらお願いいたします。

１２番　はい、１２番坂口です。この前息子さんと話をしたのですが、借りてもらってありがとうと言う気持ちですとお話を聞きました。やはり誰かが耕作してもらわないと荒れてしまうという事で借りてもらえればありがとうという気持ちですとのお話でした。

議　長　ただいま地区担当委員さんからの説明が終わりましたけれども、皆さま方からご意見・ご質問等はございませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何もありませんね。次に２件目の利用集積についての説明をお願いします。

事務局　　８ページの方をお開き下さい。２件目の利用集積を申し上げます。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番)。利用権を設定する土地は長与町斉藤郷（地番)、田、面積は１，３２７㎡。利用権の種類は使用貸借で具体的な作物は水稲。平成２６年２月１日から平成２９年１月３１日までの３年間。これは引き続きとなります。土地の所在になりますけれども、１０ページの方をお開き下さい。（施設名）手前の〇〇橋を斉藤方面に渡りきった所から約６０ｍ過ぎた道路左下側、地籍図で申し上げますと雑種地がありますけれども、その横の田の２筆目になります。青色で表示して所がその場所となります。簡単ですけれども以上で終わります。よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局の説明に対し地区担当委員さんから何か補足説明ありませんか。

５　番　　はい。５番の白﨑です。これは継続になっておりまして、お父さんが高齢の為に対応できないということで、息子さんも〇〇に勤めておられますので、一応（氏名）さんの方にそういうことでお話されている状況です。以上です。

議　長　　地区担当委員さんから説明が終わりましたけれども、皆様方から何か質問等はございませんか。何もありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　では、以上で２件についての利用集積についての審議を終了いたします。
特別問題は無いようですので、この２件の農用地利用集積については、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき決定することにご異議ありませんか。

【はいの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、決定することにいたします。次に、日程第３の報告事項に移ります。事務局から報告をお願いいたします。

事務局　　それでは、別紙の方の平成２６年１月農業委員総会報告事項に移ります。今回は農地転用専決処分報告と農地改良届そして行事報告ということになっております。

１ページの方をお開き下さい。まず、農地転用専決処分報告書になります。１、譲渡人が（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。職業は無職。譲受人が（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。職業は会社員。２、土地の所在は長与町岡郷（地番）、地目は台帳が畑、現況が雑種地、面積は１５９㎡。土地の所有者は譲渡人と同じでございます。３、転用の目的は住宅用地です。転用の目的にかかる事業または施設の概要につきましては木造瓦葺２階建てになっております。４、申請日が平成２６年１月１０日。５、専決処分の日が平成２６年１月２０日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定によりまして専決処分をいたしましたので報告いたします。平成２６年１月２３日、長与町農業委員会事務局長　松本　廣。

２ページの方をお開き下さい。転用申請場所を説明いたします。岡郷の（店舗名）がございますけれども、そこから（施設名）に向かいまして約２９０m行きますと、右手の方に（店舗名）がございます。その（店舗名）の前から少し戻りまして国道の２０７号線を跨いだ左手前奥、ちょうど川に接している所なんですけれども青色で表示している所になります。以上でございます。よろしくお願いします。

議　長　　ただいま、事務局の報告事項ですけど、何か委員さん方からあったらお願いをいたします。よろしいですか。何かお聞きしたい事があれば何でも結構ですよ。はい、５番の人。

５　番　　５番白﨑です。譲渡人と譲受人の関係はどんなでしょう。

事務局　　何もございません。親戚でもないようです。

もう一ついいでしょうか。市街化という事でお話ありましたので、市街化の区域につきまして市街化を促進する地域というふうな事もございます。書類的には県に進達する書類よりは若干少ない気がします。ただし、あくまでも農地という事ですので罰則等含めて条件は一緒です。ただし、届出となりますので農業委員会の方でご判断をさせて頂いたということでございます。以上でございます。

議　長　　みなさんこれでよろしいでしょうか。

【はいの声あり】

議　長　　次に農地改良に関する届出についてをお願いいたします。

事務局　　はい。次に３ページの方をお開き下さい。農地改良届出報告書になります。１、農地の所在ですが長与町三根郷（地番）、地目が台帳、現況共に田、面積が５１２㎡。土地の所有者は長与町三根郷（地番）、（氏名）さん、耕作者も同じでございます。備考欄の通り作付作物は引続き水稲で現在の高さから盛土を約２０ｃｍ位するという事でございます。上記のとおり農地改良届出が平成２６年１月１６日、現地確認を平成２６年１月２０日に行ったのでご報告いたします。平成２６年１月２３日、農業委員、坂口　齊。代読でございます。

４ページをお開き下さい。改良の場所を説明致します。これはまだ記憶新しいところですけれども、前月１２月の総会で（県道名）線の拡幅工事に関して、三根郷に自動車修理工場を建築するということで５条の申請を出させて頂きました。その場所の横になるわけですけれども〇〇方面へ三根郷の信号機から約３０ｍ行きまして、そこからまた右折してまた約３５ｍ行った左側で青色で表示してあるところがその場所になります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局の説明に対して地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

１２番　　はい。１２番。立会させてもらいました（地番）という所は、調整区域に自動車の修理工場が出来るという事だったのですけれども、その水田の上泥をとって申請地に入れる計画らしい。だからお話をしてそこに積んでもらったら困るからきれいに広げて下さいというお話をしておりますので。いくらか水田のところが深くなるだけです。この（地番）を工事する方が整地してやるとのお話でした。以上です。

議　長　　ただいま説明がありましたけれども、何か他の委員さん方からございませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何もありませんね。次に行事報告をお願いいたします。

【この後、平成２６年１月行事報告が行われた。】

議　長

これで、本日の議案の審議並びに報告事項は終了しました。以上を持ちまして、長与町農業委員会１月総会を閉会いたします。

【この後、以下の内容について説明が行われた。】
【長与町農業労働力調整協議会廃止について】